

狭山市議会会議規則の一部を改正する規則

狭山市議会会議規則（昭和42年規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第76条―第80条）」を

「第9節 公聴会及び参考人（第75条の2―第75条の8）」に改める。

第10節 会議録（第76条―第80条）」

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第75条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第75条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第75条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ文書で申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第75条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第75条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第75条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第75条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第77条を次のように改める。

(公開用会議録)

第77条 前条の会議録のほかに、公開用会議録を作成し、議会図書室その他必要な場所に備えて公開する。

第78条の見出し中「会議録」を「公開用会議録」に改め、同条中「前条の会議録」を「公開用会議録」に改める。

第96条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第96条第2項の改正規定は平成25年3月1日から、第77条及び78条の改正規定は同年4月1日から施行する。